

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（財政課）

一 改正の要旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料の改正を行った。

条 例	手 数 料 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改正等
広島県警察関係手数料条例	銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴うクロスボウの取扱いに関する講習手数料の新設等

二 施行期日

- 1 広島県手数料条例の改正 令和四年二月二十日
- 2 広島県警察関係手数料条例の改正 令和四年三月十五日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事 務	対 象 市 町
屋外広告物法及び広島県屋外広告物条例に基づく事務のうち、屋外広告物等の規制に関する事務	竹原市

2 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
屋外広告物法及び広島県屋外広告物条例に基づく屋外広告物等の規制に関する事務のうち、屋外広告物の監督に関する事務	竹原市

3 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正に伴う必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 二3の改正 令和四年四月一日

2 二1及び2の改正 令和三年十二月二十七日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（都市計画課）

一 改正の要旨

景観行政団体である竹原市が屋外広告物等の規制を定める条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年十二月二十七日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

都市計画法の一部改正を踏まえ、市街化調整区域における開発可能区域から浸水ハザードエリア等を除くなど、当該区域の指定基準の見直しを行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（警察本部）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、成年となる年齢及び婚姻の開始年齢を統一する等の措置が講じられたことを踏まえ、少年の定義の整理を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（警察本部）

一 改正の要旨

近年の社会情勢の変化や技術の進展に伴い、高齢者、女性等を狙った犯罪被害の防止に向け、市町、県民等が連携して行う取組及びインターネットの利用に係る犯罪被害の防止に向けた取組の促進を図るため、県が講じる措置及び防犯上の指針を定めることとするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年十二月二十七日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十一号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和三年十月八日付けの給与勧告などを考慮して、職員の期末手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 令和三年度の支給割合

区分	支給月	改正後	改正前
職員	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の三五
再任用職員	三月	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二〇

(二) 令和四年度以降の支給割合

区分	支給月	改正後		改正前	
		三月	六月	三月	六月
職員（特定幹部職員を除く。）	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
	六月	一〇〇分の二・五	一〇〇分の二・五	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇
特定幹部職員	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
	六月	一〇〇分の八二・五	一〇〇分の八二・五	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇
再任用職員（特定幹部職員を除く。）	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇
	六月	一〇〇分の五七・五	一〇〇分の五七・五	一〇〇分の六二・五	一〇〇分の六二・五
再任用の特定幹部職員	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
	六月	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の五二・五	一〇〇分の五二・五
	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
	六月	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の五二・五	一〇〇分の五二・五
	三月	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
	六月	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の四七・五	一〇〇分の五二・五	一〇〇分の五二・五

2 任期付研究員の給与改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 令和三年度の支給割合

区分	支給月	改正後	改正前
任期付研究員	三月	一〇〇分の二五	一〇〇分の三五

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改正後	改正前
	任期付研究員	六月	一〇〇分の一四五
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五
	一二月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一五〇

3 特定任期付職員の給与改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改正後	改正前
	特定任期付職員	三月	一〇〇分の三五

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改正後	改正前
	特定任期付職員	六月	一〇〇分の一四五
	一二月	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一五〇
	三月	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五

4 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定等

(一) 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給に係る規定を整備した。

(二) 短時間勤務会計年度任用職員に支給される令和四年度以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	改正後	改正前
	短時間勤務会計年度任用職員	六月	一〇〇分の一〇五
	一二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一一〇

5 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

(一) 令和三年度の支給割合

区 分	支給月	改正後	改正前
	特別職の職員等	三月	一〇〇分の二五

(二) 令和四年度以降の支給割合

区 分	支給月	改正後	改正前
--------	-----	-----	-----

特別職の職員等

特別職の職員等		
三月	一二月	六月
一〇〇分の三五	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一四五
一〇〇分の二五	一〇〇分の一五〇	一〇〇分の一五〇

三 施行期日

- 1 二1(一)、二2(一)、二3(一)、二4(一)及び二5(一)の改正 令和三年十二月二十七日
- 2 1以外の改正 令和四年四月一日

★ 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（人事課）

一 改正の要旨

感染症や大規模災害など多様化・複雑化する行政課題に対応する職員が、過失により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された場合に、失職させないことができる範囲を公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に拡充するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年十二月二十七日